

蕪崎市第8次総合計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

蕪崎市

1 趣旨

本市では、令和元年度から「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」を推進し、第7次総合計画の実現に取り組んできたところであるが、計画期間が令和8年度で終了することから、新たに令和9年度から令和16年度までの8年間を計画期間とした第8次総合計画を令和7年度及び令和8年度の2ヶ年で策定する。

また、市民に対してわかりやすく、地方創生の取組みをより一層推進させていくため、令和6年度から令和9年度を計画期間とした韮崎市デジタル田園都市構想総合戦略の終期を一年早め、計画を統合させる。

計画の策定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価及び選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

韮崎市第8次総合計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(4) 提案上限額

23,485,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)以内とする。
なお、各年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和7年度 7,381,000円

令和8年度 16,104,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から委託候補者特定の日までにおいて、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (7) 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去3ヶ年以内において、地方公共団体発注の総合計画策定業務及び総合戦略策定業務又はその二つの計画を統合した計画の受託完了実績を有する者であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
① 実施要領等の公表	令和7年6月 6日（金）
② 質問書の提出期限	令和7年6月13日（金）
③ 質問書への回答	令和7年6月18日（水）
④ 企画提案書等の提出期限	令和7年7月 1日（火）
⑤ 書類審査結果通知日	令和7年7月 8日（火）
⑥ プレゼンテーション実施日	令和7年7月16日（水）
⑦ プレゼンテーション結果通知	令和7年7月18日（金）
⑧ 契約締結	令和7年7月下旬を予定

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加者は、別紙仕様書に基づき、次の書類を提出する。

- ① 参加意向申出書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 直近2ヶ年分の決算書の写し
- ④ 見積書（任意様式、ただし、合計金額（税込み）と仕様書に基づく事業費の明細が記載されていること。）
- ⑤ 企画提案書（任意様式。ただし、次の項目順に記載すること。）
 - ㊦ 会社概要（7企画提案書（1）体裁に記載の枚数には含まない。）
 - ㊧ 業務実績（7企画提案書（1）体裁に記載の枚数には含まない。）

※ 直近3ヶ年に実施した同種又は類似の業務実績（業務名、発注者名、業務概要、金額）について記載すること。

㊨ 提案内容

別紙仕様書の「4 委託業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

なお、提案内容の実施に当たり、その時期や項目を明らかにしたスケジュール表等を提出すること。

※ 本業務の目的を鑑み、より効率的かつ効果的な手段又は手法による方が相応しい場合は、自由な提案をすること。

また、仕様書に記載されていない事項でも、計画策定に必要だと判断した内容は、積極的に提案すること。

㊥ 業務の実施体制

業務従事者について、次の内容がわかるよう記載すること。

- ・ 役割、役職及び氏名、実務年数、主な業務実績、保有資格

※ 業務担当者は、当該業務について専門的な知見を有し、他自治体の計画に精通したものを配置すること。

㊦ 上記㊡から㊥までの電子データ（PDF 形式）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 1 日（火） 午後 5 時

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

(4) 提出方法

① 郵送・・・配達記録が残る方法とすること。

② 持参・・・土・日・祝祭日を除く 9 時から 17 時まで

※ 5-(1)-㊦ 電子データについては、下記メールアドレス宛に送信

※ 郵送の場合は、提出期限に必着とする。（提出期限を過ぎて提出された案件については受理しない。）

(5) 提出先

〒407-8501

山梨県韮崎市水神一丁目 3 番 1 号

韮崎市 財務政策課 政策調整担当

E-mail : seisaku@city.nirasaki.lg.jp

6 質疑の受付及び回答

質疑については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第 3 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金） 午後 5 時

(3) 提出方法

上記担当課メールアドレスへの電子メールにより提出（送信）

※ 郵送、FAX 及び電話又は窓口での口頭による質疑は不可

※ メール送信時、件名に「韮崎市第 8 次総合計画策定業務公募型プロポーザルに関する質問書（社名）」と付記し、質問書の添付ファイル名も同様の名前とすること。

※ 電子メールの送付後に、受信確認のための電話をすること。

(4) 質疑への回答

質疑回答は、令和 7 年 6 月 18 日（水）までに質疑者名を伏せたうえで、市ホームページに掲載する。

7 企画提案書

(1) 体裁

企画提案書は任意様式とするが、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。原則として A4 版両面印刷とし、10 枚（20 ページ）以内を目安に作成すること。

A3 版を使用する場合は、片面 1 枚で 2 ページ扱いとする。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成する。

なお、企画提案書においては、仕様書の趣旨に沿った業務目的を達成するための提案をすること。

そのため、仕様書に示される業務内容に対する代替案や、仕様書に示した要件以外で有効と思われる提案を記述することは差し支えない。

(3) 企画提案書等の取り扱い

- ① 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- ③ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

8 審査方法及び候補事業者の選定

プロポーザルの審査は、以下の第 1 次審査（資格・書類審査）と第 2 次審査（プレゼンテーション審査）によって行う。

(1) 第 1 次審査

- ① 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を実施する（提案者の出席は必要ない）。
- ② 応募者多数の場合は、別紙「選定基準」の第 2 次審査項目に基づき、事務局において 3 社程度を選定する。
- ③ 第 1 次審査の結果は期限までに適正に提出したすべての事業者には、電子メールにて通知する。

また、第 2 次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を併せて通知する。

(2) 第 2 次審査

- ① 第 1 次審査で選考された事業者による選定委員会へのプレゼンテーションを行い、最高評価の 1 事業者を契約候補者とする。
- ② 審査方法は、別紙「選定基準」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。
- ③ 実施方法については、以下のとおりとする。
 - ㊦ プレゼンテーションは 1 社につき 30 分以内、また、質疑も 30 分以内とする。準備作業、撤収作業は共に 5 分以内とする。
 - ㊧ プレゼンテーションに必要なスクリーン、プロジェクター、電源は本市において準備する。

その他必要となるパソコン、レーザーポインター等は、各提案参加者において持参すること。

㊦ プレゼンテーションへの出席は、5名以内とし、欠席した場合は、不合格とする。

(3) 選定結果の通知

第2次審査の結果は、第2次審査に先行されたすべての事業者には、電子メールにて通知するとともに、市ホームページで公表する。

なお、公表に際しては、応募者の提案ノウハウ等に係る部分は公表しない。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案内容の実施に際しては、事務局と再度協議を要することとする。
- (5) 最適提案者との合意に至らなかった場合、又は最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次点の提案者と同様の協議を行う。

10 担当課

菰崎市財務政策課政策調整担当

TEL：0551-45-9223（直通）

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

韮崎市長 内藤 久夫 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

参加意向申出書

下記の業務委託について、参加資格を満たしていますので関係書類を添えて公募型プロポーザルに参加します。

なお、本書及び関係書類の記載に相違ありません。

業務名：韮崎市第 8 次総合計画策定業務委託

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

韮崎市長 内藤 久夫 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

誓 約 書

韮崎市第 8 次総合計画策定業務公募型プロポーザル実施要領に定める下記の参加資格については、事実と相違ないことを誓約します。

記

本事業に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から委託候補者特定の日までにおいて、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去 3 ヶ年以内において、地方公共団体発注の総合計画策定業務及び総合戦略策定業務又はその二つの計画統合した計画の受託完了実績を有する者であること。

(様式第3号)

質 問 書

令和 年 月 日

韮崎市 財務政策課長 様

(連絡先)

会社名

担当者氏名

電話

電子メールアドレス

韮崎市第8次総合計画策定業務委託について、下記のとおり質問します。

記

	質問事項
1	
2	
3	
4	

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

葦崎市長 内藤 久夫 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

辞 退 届

葦崎市第 8 次総合計画策定業務委託について、以下の理由により辞退します。

(辞退理由)

《選定基準》

【別表 1（1 次審査）】

項目		選定基準
1	会社概要及び 業務実績	本業務に関連した業務を行っており、実績も十分であるか
2	提案内容	本業務の趣旨をよく理解したものとなっており、本市の特徴や現況を踏まえた提案となっているか
3	見積書及び 積算内訳書	本業務を遂行するために十分な業務内容が適正な金額によって積算されているか
4	業務の実施体制	本業務を遂行するため、業務従事者は専門的な知識を有し、かつ、他自治体の計画に精通したものを配置しているか
合 計		

【別表 2（2 次審査）】

項目		選定基準
1	的確性	提案内容が適切で、実効性が確保されているか
2	表現力	提案内容は分かりやすいか
3	独創性	提案内容が凡庸で、ありきたりではないか また、仕様書記載以外の独自提案を積極的に行っているか
4	効率性	提案内容の実施方法は効率的か
5	説得力	提案内容について、適切な説明がなされ、説得力があるか また、質疑に対する応答が明確であるか
6	地域精通度	本市の状況について知識・情報を持つなど精通しているか
7	見積額評価	提案に対する見積金額は妥当であるか
合 計		